

医第 2824 号
令和 5 年 11 月 21 日

各医療機関等関係施設の長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長
(公 印 省 略)

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について (送付)

本県の健康医療行政の推進について、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長、厚生労働省職業安定局長、文部科学省高等教育局長連名通知 (令和 5 年 10 月 26 日付け医政発 1026 第 1 号、職発 1026 第 2 号、5 文科高第 1067 号)、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について」が発出されましたので送付いたします。

各施設におかれましては、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

問合せ先

人材確保グループ : 木村 (Tel 045-210-4759 (直通))

メールアドレス : chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp